

岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（仮称）素案概要

計画の基本的事項

視覚障害等（視覚障害、読字に困難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害）のある人の読書環境の整備を通じ、障害の有無に関わらず、県民が等しく、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会等の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に公布・施行された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）及び令和2年7月に策定された国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく本県の計画を策定する（計画期間：令和4年度～令和7年度）。

課題

- (1) 視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の収集及び製作に携わる人材の確保
 - ・ 利用しやすい書籍等の発行数が一般書籍と比べて少ない
 - ・ 利用しやすい書籍等の製作に携わる人材（点訳者や音訳者）が不足
- (2) 読書支援機器等の周知や使用方法の習得
 - ・ 読書支援機器を使用する読書形態や使用方法の周知
 - ・ 読書支援機器の購入負担
- (3) 図書館サービスの充実、周知
 - ・ 県立図書館、県視覚障害者センター、サピエ図書館等における視覚障害等のある人に向けたサービスの利用が少ない

施策の方向性

- (1) 視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実及び製作に携わる人材の育成
 - 利用しやすい書籍等の収集及び製作や、製作した書籍等のデータの共有化とともに、点訳者や音訳者の養成を行う。
 - 〈主な取組〉
 - ・ 点字図書、音訳図書（録音図書）、デジタル図書等の収集及び製作
 - ・ サピエ図書館への製作した点字図書、音訳図書等のデータ提供
 - ・ 県立図書館、県視覚障害者センター、その他の公立図書館、学校図書館、サピエ図書館間での利用しやすい書籍等の相互貸出
 - ・ 点訳者や音訳者の養成及びスキルアップ
- (2) 読書を支援する環境の充実
 - 図書館施設のバリアフリー化、読書支援機器等の整備、視覚障害等のある人へのサービスの充実とともに、読書支援機器等の給付制度や使用方法の周知を行い、ハード・ソフトの両面から読書を支援する環境の充実を図る。
 - 〈主な取組〉
 - ・ 図書館施設のバリアフリー化、対面朗読室や読書支援機器の整備
 - ・ 特別な支援を必要とする児童生徒等の利用者の実態に応じた選書や環境の工夫、機

器の活用等

- ・利用しやすい電子書籍等を利用するための読書支援機器及び音声パソコンの利用方法や入手方法の案内
- ・読書支援機器等の給付（市町村における日常生活用具給付等事業）への継続支援

(3) 図書館サービスの情報発信

県立図書館、県視覚障害者センター、サピエ図書館等のサービス内容や利用方法等について、広く県民に向けてあらゆる機会を通じて周知する。

〈主な取組〉

- ・県内の公立図書館や関係機関等との連携による全県的に効果的なサービスの展開
- ・点字図書や音訳図書の製作過程や視覚障害等のある人の多様な読書手段等について、県民の興味や関心を抱く機会の創出
- ・かかりつけ医などの身近な医療機関等を通じた情報発信

〈指 標〉

項目	現況数値	目標数値
サピエ会員(個人会員)登録者数	297人 (R3(2021)年度)	400人 (R7(2025)年度)
県視覚障害者センターで点訳奉仕者、朗読奉仕者の養成研修を受講修了した人の数	点訳3人/年※ 朗読8人/年※ (R2(2020)年度) ※H28(2016)～R2(2020)平均値	点訳15人 朗読35人 (R3～R7) (2021～2025年度)
意思疎通支援者の県登録者数 (盲ろう者向け通訳・介護員)	84人 (R2(2020)年度)	90人 (R7(2025)年度)
県立図書館でのサピエ図書館データのダウンロード点数	4,900点/年 (R2(2020)年度)	5,000点/年以上 (R7(2025)年度)
県立図書館での障害者向け資料貸出冊数	5,608冊/年 (R2(2020)年度)	6,000冊/年以上 (R7(2025)年度)

今後のスケジュール

- 令和3年11月 文教委員会、環境文化保健福祉委員会
パブリック・コメント実施
- 令和4年2月 教育委員会（パブリックコメント実施状況、計画案）
文教委員会、環境文化保健福祉委員会
- 3月 計画公表

岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

(読書バリアフリー計画)(仮称)

素案

令和3年 月

岡山県

目次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
1 計画の目的及び位置付け	
(1)目的	
(2)位置付け	
2 計画の期間及び対象	
第3章 本県の現状と課題	3
1 対象者と利用の現状	
2 視覚障害等のある人が利用できる読書手段	
3 本県における継続的な取組	
4 課題	
(1)視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の収集及び製作に携わる人材の確保	
(2)読書支援機器等の周知や使用方法の習得	
(3)図書館サービスの充実、周知	
第4章 計画策定の考え方と方向性	8
1 基本的な考え方	
2 施策の方向性	
(1)視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実及び製作に携わる人材育成 (読書バリアフリー法第9、10、11、17条関係)	
(2)読書を支援する環境の充実(読書バリアフリー法第9、14、15条関係)	
(3)図書館サービスの情報発信(読書バリアフリー法第9、10条関係)	
第5章 推進方針	11

第1章 計画策定の背景

令和元(2019)年6月21日、議員立法により、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が成立し、同月28日に公布・施行されました。

同法は、国連の「障害者の権利に関する条約」や障害者基本法(昭和45年法律第84号)の理念にのっとり、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第2条に規定する文字・活字文化をいう。以下同じ。)の恵沢を享受することができることを目的としています。

地方公共団体は、読書バリアフリー法第5条において、同法第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害等のある人の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有し、また、同法第8条第1項において、国の基本計画「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年7月文部科学省、厚生労働省)を勘案して、地方公共団体における視覚障害等のある人の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害等のある人の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう求められています。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的及び位置付け

(1) 目的

本計画は、視覚障害等のある人の読書環境の整備を通じ、障害の有無に関わらず、県民が等しく、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会及び誰もが生き活きと輝く共生社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 位置付け

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく、地方公共団体の計画として位置付けます。また、「第4期岡山県障害者計画」(計画期間:令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで)や「第4次岡山県子ども読書活動推進計画」(計画期間:令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで)など、関連する計画等との連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の期間及び対象

計画期間は、令和4(2022)年度から 令和7(2025)年度までとします。

計画の対象は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、視覚障害、読字に困難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害のある等の理由により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害のある人(以下「視覚障害等のある人」という。)とします。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害等のある人以外の読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

第3章 本県の現状と課題

1 対象者と利用の現状

本県における障害者手帳の所持状況は次の表のとおりとなっており、これらの人の中にも対象者が含まれています。

障害者手帳	所持人数
身体障害者手帳	70,256
うち障害区分「視覚」	4,296
うち障害区分「肢体不自由・上肢」	13,628
うち障害区分「肢体不自由・下肢」	19,894
うち障害区分「肢体不自由・体幹」	2,281
療育手帳	18,832
精神障害者保健福祉手帳	16,421

(令和3(2021)年3月31日時点)

障害を理由に小・中学校内に設けられた特別支援学級に通う県内の児童生徒は、小学校で5,784人、中学校で2,028人です。また、県内の特別支援学校に在籍する幼児・児童生徒は幼稚部9人、小学部771人、中学部412人、高等部1,059人です。(令和3年度岡山県学校基本調査)

ディスレクシアと呼ばれる限局性学習症の一種とされる読字障害のある人の正確な人数は把握されていませんが、学習障害を理由に、公立小・中・高等学校の通級による指導を受けている児童・生徒は61人です。(文部科学省「令和元年度特別支援教育資料」)

一方、岡山県立図書館(以下「県立図書館」という。)における、高齢・病気・障害等で読書の困難な人へのサービスの利用登録者は1,086人、岡山県視覚障害者センター(以下「県視覚障害者センター」という。)の利用登録者は653人となっており(令和3(2021)年度末)、上記の人数が本県の対象者全体ではありませんが、障害者手帳の所持者数と比較した利用登録者数の割合は低く、まだ多くの人々が利用しているとはいえないのが現状です。

2 視覚障害等のある人が利用できる読書手段

視覚障害等のある人が読書を行う手段は、主に次のようなものがあります。

- ① 点字図書
- ② 大活字本
- ③ さわる絵本・布の絵本
- ④ LLブック
- ⑤ 音訳図書(録音図書)
- ⑥ デイジー図書
- ⑦ 電子書籍
- ⑧ オーディオブック
- ⑨ テキストデータ
- ⑩ 拡大読書器等読書支援機器
- ⑪ 対面朗読サービス

3 本県における継続的な取組

読書バリアフリー法第9条第1項において、地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等(2の①～⑨に掲げるものをいう。以下同じ。)の充実、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害等のある人によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとされています。

本県では、県立図書館、県視覚障害者センター、県内のその他の公立図書館、学校図書館等において、視覚障害等のある人の読書環境の充実に向けた様々な取組を次のとおり行ってきました。

- 県立図書館は岡山県福祉のまちづくり条例(平成 12 年岡山県条例第1号)に基づいた、全ての利用者にとって使いやすい設計(ユニバーサルデザイン)の施設となっています。来館が難しい人に向けては、複写物の送付、メールやFAXでの調査相談(レファレンスサービス)等を行っています。

- 県立図書館は、大活字本や音訳図書(録音図書)等を収集し、高齢・病気・障害等で読書の困難な人に向けてこれらの資料や読書支援機器を貸し出すとともに、対面朗読サービスを行っています。さらに、高齢・病気・障害等で来館が難しい人には、希望の資料や再生機器等を郵送で貸し出しています。また、サピエ図書館に加入し、所蔵していない資料は、サピエ図書館に依頼したり、他館から借用し、又はダウンロード(データ取得)して貸出を行っています。

おすすめのデージー図書や音訳図書(録音図書)等を、リスト化し、高齢・病気・障害等で読書が困難な人に情報提供を行い、館内のバリアフリーコーナーでは、デージー図書等を展示し、利用体験ができるようにしています。

- 県立図書館は公立図書館、学校図書館の職員等を対象に障害のある人へのサービスに係る研修を実施するとともに、対面朗読ボランティア向けのスキルアップ講座や障害のある人への読書支援をテーマとした県民向け講座を開催しています。

- 県視覚障害者センターは点字図書館として、視覚障害のある人に向けて、新聞等を即時点訳するネットワーク事業や点字図書、デージー図書等の製作・貸出のほか、対面朗読、読書支援機器の案内・貸出や、製作した点字・音訳図書等の資料データについて、全国的に利用できるようサピエ図書館への提供を行っています。

- 県視覚障害者センターでは、情報の獲得に有効な視覚障害のある人向け音声パソコンの学習会や点訳・音訳ボランティアの養成講座を開催しています。
- その他の公立図書館においては、読書の困難な人に向けて、デージー図書の提供や対面朗読サービス等を行っています。また、私立の金光図書館(浅口市)では、点字図書約1万6千冊を所蔵し、点訳・音訳ボランティアが点字図書、デージー図書等の製作を行い、当該図書等の貸出のほか、対面朗読、読書支援機器の案内や貸出等を行っています。
- 岡山盲学校においては、デージー図書、大活字本の購入をはじめ、寄贈された布の絵本の活用やサピエ図書館の点訳資料の製本化、絵本への点字シールの貼付等、書籍の充実を図っています。
また、ボランティアによる読み聞かせを行っています。

4 課題

(1)視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の収集及び製作に携わる人材の確保

視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等は、一般書籍と比べて発行数が非常に少なく、一般書籍の出版時に同時に製作しても校正等に時間を要するため、発行のタイミングは遅くなるものが多い状況であり、また、小説など文芸書の割合が高く、学習用図書や専門書、図鑑、絵画集、写真集等は極めて少ない状況です。

本県では、ボランティア等の協力を得ながら視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の製作をニーズに応じて行っていますが、点訳や音訳は、高度な技術を要し、短期間での技術の習得が難しく、継続的なスキルアップを必要とする

ため、ボランティアの担い手が少ない状況です。

(2) 読書支援機器等の周知や使用方法の習得

デージー図書は、主に視覚障害のある人を対象としたものですが、高齢等で視力が低下している人や肢体不自由の人などにとっても読書を容易にする有為な読書手段です。

デージー図書の利用を視覚障害のある人以外にも拡大するためには、再生機器の購入が課題です。主に、重度の視覚障害等のある人は、福祉の日常生活用具給付制度を利用して、安価に再生機器を購入できますが、その対象にならない人は、定価で購入する必要があります。また、デージー図書をパソコン、スマートフォン、タブレット端末で再生できることについての情報提供や、それらの使用方法の習得の機会等、利用者の再生環境に合わせた対応が必要です。

(3) 図書館サービスの充実、周知

県立図書館や県視覚障害者センターでは、視覚障害等のある人に向けてさまざまなサービスを実施していますが、障害者手帳の所持者数と比較すると、各施設の利用登録者数は少なく、その他の公立図書館においても、視覚障害等のある人に向けたサービスの利用・登録について、障害者手帳の有無に関わらず柔軟に対応していますが、利用実績がある館が少ない状況です。また、公立図書館のホームページは開設されていますが、視覚障害等のある人に対応したホームページの作成は進んでいません。

以上のことから、視覚障害等のある人が県立図書館や県視覚障害者センター等で扱っている視覚障害等のある人へのサービスのための資料や、郵送等のサービスがあまり知られていないことや、知っていても利用できていないことが考えられます。

また、インターネットを利用した資料データの提供手段の1つにサピエ図書館がありますが、県内では、予算や地域のニーズがない等の理由でサピエ図書館に未加入の公立図書館が7割程度あります。

第4章 計画策定の考え方と方向性

1 基本的な考え方

視覚障害等のある人の読書環境の整備を通じて、障害の有無に関わらず、県民が等しく、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会及び誰もが生き活きと輝く共生社会の実現に寄与することを目指し、次の3つの方向性を定め、施策を推進します。

2 施策の方向性

(1)視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実及び製作に携わる人材の育成(読書バリアフリー法第9、10、11、17条関係)

視覚障害等のある人のニーズに応じて、引き続き、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の収集及び製作を行うとともに、製作した点字、音訳図書等の資料データをサピエ図書館と共有するなど、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実を図ります。

また、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等を製作する点訳者や音訳者の養成に取り組みます。

<主な取組>

- 点字図書や音訳図書(録音図書)、LLブック、大活字本、デイジー図書等の収集及び製作を引き続き行います。
- 製作した点字図書や音訳図書等の資料データについて、全国的に利用できるよう、サピエ図書館への提供を引き続き行います。

- 県立図書館、県視覚障害者センター、その他の公立図書館、学校図書館、サピエ図書館の連携による相互貸出しを引き続き行います。
- 県立図書館において、電子書籍サービスの導入について、収集基準の見直しなど具体的方策を検討します。
- 大学及び高等専門学校附属図書館において、各施設の役割に応じ視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実に努めるよう依頼します。
- 県内の地元出版社に対して、県視覚障害者センター等へ出版書籍のテキストデータの提供について協力を依頼します。
- 点訳者や音訳者の養成やスキルアップを引き続き行います。

(2) 読書を支援する環境の充実(読書バリアフリー法第9、14、15条関係)

図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた施設のバリアフリー化、拡大読書器等の読書支援機器の整備、図書資料の郵送等の障害のある人へのサービスの充実とともに、読書支援機器等の給付制度や使用方法の周知を引き続き行い、ハード・ソフトの両面から視覚障害等のある人の読書を支援する環境の充実を図ります。

<主な取組>

- 図書館施設の段差解消、利用者に配慮したトイレやエレベーターの設置、点字やピクトグラム等を使用した分かりやすい表示をはじめ、対面朗読室や拡大読書器等の読書支援機器の整備について、引き続き取り組みます。
- 県立図書館において、対面朗読のオンライン化を検討します。
- インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、多様な読書手段の周知を図り、特別な支援を必要とする児童生徒等の利用者の実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を促します。
- 学校図書館を活用した読書支援を充実するため、司書教諭・学校司書の

配置、司書教諭等の教職員間や読書ボランティアとの連携を図ります。

- 視覚障害等のある人が利用しやすい電子書籍等(第3章2の⑥～⑨に掲げるものをいう。)を利用するための読書支援機器や視覚障害のある人向け音声パソコンについて、その利用方法や入手方法を案内する機会を継続的に設けます。
- 市町村における日常生活用具給付等事業について、国と県による市町村への費用の一部負担を引き続き行います。
- 利用者と接する公立図書館、学校図書館の職員等を対象に、視覚障害等のある人へのサービスを理解し、利用者ニーズに沿った適切な支援方法や読書支援機器の使用方法を学ぶための研修を引き続き実施します。

(3) 図書館サービスの情報発信(読書バリアフリー法第9、10条関係)

県立図書館、県視覚障害者センター、サピエ図書館等の視覚障害等のある人に向けたサービスについて、視覚障害等のある人のみならず、家族、支援者、福祉関係者、ボランティア等、広く県民に向けて、あらゆる機会を通じて、その内容や利用方法等を周知します。

<主な取組>

- 県内の公立図書館や関係機関等との連携を一層進め、全県的に効果的なサービスの展開を図ります。
- ウェブアクセシビリティ規格に配慮し、図書館のホームページ等の更なる改善に努めます。
- 点字図書や音訳図書の製作過程や、視覚障害等のある人の多様な読書手段等について、県民が興味や関心を抱く機会を創出します。
- かかりつけ医などの身近な医療機関等を通じた情報発信等について検討します。

第5章 推進方針

本計画は、視覚障害等のある人が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境整備を行うための第一期の計画として、県内における課題の整理と当面の取組の方向性を示したものです。今後、国において、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価が行われるため、本計画の見直しの際には、国の検討状況等を踏まえ、具体的な目標や達成時期等も検討することとします。

また、本計画について、市町村をはじめ、様々な関係者に周知等を図るとともに、市町村の計画策定に向けて、必要な情報収集及びその提供を行います。

なお、本計画の実施状況については、岡山県生涯学習審議会等において、関連する計画等における次の目標・指標の進捗等も参考に進行管理を行い、必要に応じて、取組の見直し等を行います。

(1) 視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等の充実及び製作に携わる人材の育成に関するもの

項目	現況数値	目標数値
県視覚障害者センターで点訳奉仕者、朗読奉仕者の養成研修を受講修了した人の数	点訳 3人/年※ 朗読 8人/年※ (R2(2020)年度) ※H28(2016)～R2(2020)平均値	点訳 15人 朗読 35人 (R3～R7) (2021～2025年度)

(2) 読書を支援する環境の充実に関するもの

項目	現況数値	目標数値
サピエ会員(個人会員)登録者数	297人 (R3(2021)年度)	400人 (R7(2025)年度)
意思疎通支援者の県登録者数(盲ろう者向け通訳・介護員)	84人 (R2(2020)年度)	90人 (R7(2025)年度)

(3) 図書館サービスの情報発信に関するもの

項目	現況数値	目標数値
県立図書館でのサピエ図書館データのダウンロード点数	4,900 点/年 (R2(2020)年度)	5,000 点/年以上 (R7(2025)年度)
県立図書館での障害者向け資料貸出冊数	5,608 冊/年 (R2(2020)年度)	6,000 冊/年以上 (R7(2025)年度)

資料

用語集

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

著作権法第37条

岡山県内の点字図書館

国立国会図書館

サピエ図書館

参考データ(県内公立図書館の障害者サービスの状況等)